

東京医科歯科大学医学部附属病院放射線部規則

平成16年4月1日
規則第110号

(趣旨)

第1条 東京医科歯科大学医学部附属病院放射線部（以下「放射線部」という。）については、東京医科歯科大学医学部附属病院規則（平成16年規則第106号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 放射線部は、医学部附属病院（以下「病院長」という。）の管理の下に、中央診療施設として患者の診療上必要な放射線、放射線同位元素等を用いる診療を能率的に行い、診療の円滑化を図るために技術の開発及び技術の供与を企画し、援助することを目的とする。

(業務)

第3条 放射線部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) X線単純撮影、CT検査、MRI検査、骨密度検査、透視造影検査、心臓・血管造影検査及び血管内治療の業務に関する事。
- (2) 放射性医薬品を使用する検査の業務に関する事。
- (3) 高エネルギー放射線発生装置を使用する外部照射、密封放射性同位元素の密封小線源を使用する腔内照射及び組織内照射により放射線治療の業務に関する事。
- (4) その他放射線部の目的を達成するために必要なその他の業務に関する事。

(職員及び職務)

第4条 放射線部に、次の職員を置く。

- (1) 部長
- (2) 副部長
- (3) 教員
- (4) 技師長
- (5) 副技師長
- (6) 主任
- (7) 医療技術職員
- (8) その他必要な職員

2 部長は、大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教授、准教授、講師（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。

3 部長は、病院長の命を受け、放射線部の管理運営に当たる。

4 副部長は、大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教員（特任教員を含む）若しくは技師長をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。

5 副部長は、部長の職務を補佐する。

6 教員は、部長の命を受け、業務を分掌する。

7 技師長は、部長の命を受け、技術に関する業務を分掌する。

- 8 副技師長は、技師長の職務を補佐する。
- 9 主任は、技師長の命を受け、業務を分掌する。
- 10 その他の職員は、部長及び技師長の命を受け、業務を分掌する。

(選考)

第5条 部長及び副部長の選考は、医学部附属病院運営会議（以下「病院運営会議」という。）の議を経て、病院長が決定する。

- 2 部長及び副部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、部長及び副部長の任期の末日は、当該部長及び副部長を任命する病院長の任期の末日以前とする。
- 3 病院長は、部長及び副部長がその職務を十分に果たさず、病院運営に重大な支障をきたす場合には、病院運営会議の議を経て解任することができる。
- 4 部長又は副部長が任期中で欠けた場合の後任の部長及び副部長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 定年退職日が前2項の規定による任期の末日前である部長及び副部長の任期は、前2項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。
- 6 前項の適用を受けた者の後任の部長及び副部長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。
- 7 前条第1項に掲げる職員のうち、部長、副部長、技師長、副技師長又は主任について、医療職員本給表（一）を適用する者を充てる場合は、国立大学法人東京医科歯科大学医療技術職員の役職に関する要項（平成25年制定）を適用するものとする。

(運営)

第6条 放射線部に第3条に掲げる業務を遂行するため、次に掲げる部門及びセンターを置く。

- (1) 放射線診断部門
 - (2) 核医学・PETセンター
 - (3) 放射線治療部門
- 2 前項各号の部門及びセンターに部門長及びセンター長を置き、前項第1号及び第2号の部門長及びセンター長は放射線診断科長を、前項第3号の部門長は放射線治療科長をもって充てる。
 - 3 第2項の部門長及びセンター長は、当該部門及びセンターにおける業務を統括する。

(運営委員会)

第7条 放射線部の円滑な運営を図るため、放射線部運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 放射線部の運営に関する基本的事項
 - (2) 放射線障害の防止に関する事項
 - (3) 放射線部に必要な規則の制定及び改廃に関する事項
 - (4) その他必要な事項

(委員)

第8条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）の臨床系教授2名（内科系1名、外科系1名）
- (2) 大学院医歯学総合研究科腫瘍放射線治療学分野教授
- (3) 大学院医歯学総合研究科画像診断・核医学分野教授

- (4) 大学院医歯学総合研究科医歯学専攻腫瘍放射線治療学分野又は画像診断・核医学分野教員
- (5) 放射線部長
- (6) 放射線部副部長
- (7) 検査部長
- (8) 医療情報部長
- (9) 放射線部技師長
- (10) 放射線部看護師長
- (11) 医事課長
- (12) 医療支援課長
- (13) その他病院長が必要と認めた者

2 前項第1号、第4号及び第13号の委員は、病院長が委嘱する。

3 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第9条 委員会に委員長を置き、放射線部長をもって充てる。

(委員会の招集等)

第10条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ定められた委員がその職務を代行する。

(議事)

第11条 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 第8条第1項第1号から第4号、第6号から第13号までに規定する委員が、やむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、その代理の者を出席させることができる。

3 前項の規定による代理出席者は、当該委員会において委員とみなす。

(委員以外の者の出席)

第12条 委員会は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務)

第13条 委員会に関する事務は、医学部附属病院事務部医療支援課が行う。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、放射線部の業務の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

(その他)

第15条 この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月17日規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月1日規則第90号）

この規則は、平成25年8月1日から施行し、平成25年6月1日から適用する。

附 則（平成26年2月3日規則第4号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月19日規則第45号）

この規則は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則（平成26年12月5日規則第137号）

この規則は、平成26年12月5日から施行し、平成25年7月1日から適用する。

附 則（平成27年2月17日規則第15号）

この規則は、平成27年2月17日から施行し、平成27年1月1日から適用する。

附 則（平成28年3月24日規則第53号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月20日規則第86号）

この規則は、平成30年9月20日から施行し、平成30年9月1日から適用する。